

2019年2月4日 全10頁

会社法制（企業統治等関係）要綱案 ①概略

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2019年1月16日、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会で「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」が取りまとめられた。
- 主な項目としては、①株主総会資料の電子提供、②株主提案権の濫用的な行使の制限、③取締役の報酬等の決定方針、④株式報酬等の手続、⑤D&O 保険、会社補償、⑥業務執行の社外取締役への委任の要件・手続、⑦社外取締役設置義務化、⑧社債の管理、⑨株式交付（自社株式等を対価とする TOB など）が盛り込まれている。
- 取締役の個人別報酬等の決定を代表取締役などに再一任する場合の規律付けは、要綱案からは削除されている。
- 早ければ、2019年の通常国会にも改正法案が提出されるものと思われる。

会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案の取りまとめ

2019年1月16日、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会で「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」（要綱案）が取りまとめられた¹。早ければ、2019年通常国会にも要綱案を踏まえた改正法案が提出されるものと思われる。

本稿では、要綱案の概略を主要項目（1. 株主総会に関する規律の見直し、2. 取締役等に関する規律の見直し、3. その他）に沿って紹介する。各項目の詳細については、別レポートで説明する予定である。なお、特に断らない限り、本稿では、上場会社を念頭に説明する。

¹ 法務省のウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900394.html>）に掲載されている。

1. 株主総会に関する規律の見直し

「株主総会に関する規律の見直し」として、要綱案は、(1)株主総会資料の電子提供制度、(2)株主提案権の制限を掲げている。

株主総会資料の電子提供制度は、米国の Notice & Access 制度などを参考に、株主の個別の承諾がなくても、株主総会参考書類、計算書類、事業報告などといった株主総会資料の電子提供を可能とする仕組みを導入しようというものである。

株主提案権の制限としては、濫用的な株主提案権の行使を制限するため、①株主提案できる議案数の制限と、②不適切な内容の株主提案の制限を設けるというものである。

概略をまとめると図表1のようになる。

図表1 「株主総会に関する規律の見直し」のポイント

| | | |
|-------------------|------------|--|
| (1) 株主総会資料の電子提供制度 | ①電子提供制度の導入 | <p>a. 定款の定めにより、株主の個別の承諾がなくても、会社が株主総会資料を電子提供できる仕組み（電子提供措置）を導入する。</p> <p>b. 電子提供措置を採用した会社は、株主総会の日時及び場所、株主総会の目的である事項などを記載した招集通知のみを発送する。</p> <p>c. 株主総会参考書類、計算書類、事業報告、連結計算書類などの内容は、株主総会の日の3週間前の日又は上記b.の招集通知発送日のいずれか早い日（電子提供措置開始日）までにウェブサイトに掲載（株主に交付する議決権行使書面に記載すべき事項は不要）。</p> <p>d. 株式について有価証券報告書の提出義務がある会社が、電子提供措置開始日までに必要事項を記載した有価証券報告書の提出手続を EDINET により実施した場合は、上記 c. のウェブサイト掲載は不要（定時株主総会に限る）。</p> <p>e. 電子提供される事項について書面の交付を希望する株主は、株主総会基準日までに書面交付請求を行う。実際の書面の交付（発送）は、b. の招集通知の発送（株主総会の日の2週間前まで）に際して行う。</p> <p>f. 書面交付請求の有効期間は、原則、請求日から1年間とする。1年経過後、会社は書面交付終了の通知・催告を行うことができ、株主が催告期間（1ヶ月以上）の間に異議を述べなければ、書面交付請求は効力を失う。</p> |
|-------------------|------------|--|

| | | |
|-------------------|---------------|---|
| (1) 株主総会資料の電子提供制度 | ②上場会社に対する強制適用 | <p>a. 振替機関（ほふり）が取り扱う株式の発行会社（上場会社等）は、①a. を定款に定めなければならない。</p> <p>b. 改正法の施行日における上場会社等は、施行日を効力発生日とする定款変更決議をしたものとみなす。</p> |
| (2) 株主提案権の制限 | ①数の制限 | ◇株主提案できる議案の数を 10 に制限する。 |
| | ②内容の制限 | <p>◇次のいずれかに該当する場合には株主提案権の行使を認めない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行う場合 ・株主提案により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合 |

(出所)「要綱案」に基づいて大和総研金融調査部制度調査課作成

2. 取締役等に関する規律の見直し

「取締役等に関する規律の見直し」として、要綱案は、(1)取締役等への適切なインセンティブの付与、(2)社外取締役の活用等を掲げている。

取締役等への適切なインセンティブの付与としては、取締役の報酬等に関する手続や開示などの見直しと、役員等賠償責任保険契約（いわゆる D&O 保険）や補償契約（会社補償）に関する規定の明文化が行われている。なお、役員等賠償責任保険とは、一般に、役員等に対して、損害賠償請求（例えば、株主代表訴訟）がなされた場合に、その役員等が負担する損害賠償金などを、一定の範囲で補填する内容の会社と保険会社との間の契約をいう。また、会社補償とは、一般に、役員等が訴訟や当局の調査などの対象になった場合に、その役員等が負担する手続費用や損害賠償金などを、一定の範囲で会社が補償したり、立て替えたりすること（あるいは、そうした内容の契約を会社と役員等との間で結ぶこと）を意味する。

取締役の報酬等に関する手続や開示は、昨今の事案を受けて、社会的にも注目されている事項である。当初、俎上に載せられていた「取締役の個人別報酬等の内容決定の代表取締役等への再一任」や、「取締役報酬議案が、報酬等の決定方針に沿うものである理由の株主総会における説明義務」が要綱案から削除された一方、策定すべき「報酬等の決定方針」が、「取締役の個人別の報酬等の内容」に関するものであることが明記されたこと、取締役報酬議案の提出に当たって、その内容を相当とする理由の株主総会における説明義務が、（金額未確定の報酬や非金銭報酬だけでなく）確定金額の報酬も対象とすることなどが要綱案には盛り込まれている。

社外取締役の活用等としては、業務執行の社外取締役への委託と、社外取締役を置くことの義務付けが盛り込まれている。

概略をまとめると図表2のようになる。

図表2 「取締役等に関する規律の見直し」のポイント

| | | | |
|-------------------------|---------------------------------|--|--|
| (1) 取締役等への適切なインセンティブの付与 | ① 取締役の報酬等 | i 報酬等の決定方針 | <p>a. 次の株式会社の取締役会は、定款又は株主総会決議の定めに基づく「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項（注1）」（報酬等の決定方針）を決定しなければならない（注2）（注3）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査役会設置会社（公開会社、かつ、大会社であるものに限る）であって、株式について有価証券報告書の提出義務があるもの ・ 監査等委員会設置会社 <p>b. 取締役報酬議案の提出に当たって、その報酬等を相当とする理由の株主総会における説明義務は、（金額未確定の報酬や非金銭報酬だけではなく）確定金額の報酬も対象とする。</p> |
| | | ii 株式報酬等 | <p>a. 株式報酬や新株予約権報酬などを付与する場合の株主総会決議事項を明確化する。</p> <p>b. 上場会社においては、上記 a. に基づく株式報酬に伴う金銭の払込み、新株予約権報酬の権利行使に際しての出資を不要とする（取締役（注4）（取締役であった者を含む）以外の者による株式引受け、新株予約権行使は不可）。</p> |
| | | iii 情報開示 | ◇公開会社による会社役員の報酬等の事業報告開示を拡充する。 |
| | ② 役員等のために締結される保険契約（役員等賠償責任保険契約） | <p>a. 役員等賠償責任保険契約の内容は、取締役会決議（注5）によらなければならない。</p> <p>b. 役員等賠償責任保険契約であって、取締役・執行役を被保険者とするものなどの締結については、利益相反取引規制等を適用しない。</p> <p>c. 会社法上の公開会社は、役員等賠償責任保険契約に関する事項を事業報告において開示する。</p> | |

| | | |
|-------------------------|------------------|--|
| (1) 取締役等への適切なインセンティブの付与 | ③補償契約（会社補償） | <p>a. 補償契約の内容の決定は、取締役会決議（注6）によらなければならない。</p> <p>b. 会社とその取締役・執行役との間の補償契約には、利益相反取引規制を適用しない。</p> <p>c. 補償相当金額の会社による事後的な返還請求、補償の実行についての取締役会報告など。</p> <p>d. 会社法上の公開会社は、補償契約に関する事項を事業報告において開示する。</p> |
| (2) 社外取締役の活用等 | ①業務執行の社外取締役への委託 | <p>a. 利益相反など（社内）取締役が会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、その都度、取締役会決議によって、業務の執行を社外取締役に委託することができる。</p> <p>b. 上記 a. により委託を受けた行為を行ったとしても、その社外取締役は、会社法上、社外取締役の要件に反することにはならない。</p> <p>c. 業務執行取締役の指揮命令の下に業務を執行したときは、上記 b. の限りではない。</p> |
| | ②社外取締役を置くことの義務付け | ◇監査役会設置会社（会社法上の公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る）であって、その発行する株式について有価証券報告書の提出義務を負うものは、社外取締役を置かなければならない。 |

（注1）例えば、取締役の個人別の報酬等についての報酬等の種類ごとの比率の決定方針、業績連動報酬等の有無・その内容の決定方針、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法（代表取締役に決定を再一任するかどうか等を含む。）に関する方針等が想定されている。

（注2）取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められているときは、この限りではない。

（注3）指名委員会等設置会社については、現行法上も報酬委員会が執行役及び取締役（会計参与設置会社の場合は、会計参与も）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めなければならない（会社法 409 条 1 項）。

（注4）指名委員会等設置会社の場合、執行役又は取締役。

（注5）取締役会設置会社以外の会社は、株主総会決議。

（注6）取締役会設置会社以外の会社は、株主総会決議。

（出所）要綱案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

3. その他（社債の管理、株式交付など）

「その他」の事項として、要綱案は、(1)社債の管理、(2)株式交付制度の創設などを掲げている。

社債の管理としては、社債管理者不設置債を対象に、新たな社債管理機関の仕組み（社債管理補助者）を設けることとされている。

創設される株式交付制度とは、申込みのあった対象会社（株式交付子会社）の株主からのみ、株式を取得することで、対象会社を子会社化する手法である。上場会社を念頭に置いた場合、いわゆる自社株式対価 TOB などと組み合わせて用いることが想定される。なお、2018年2月14日の「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」（中間試案）では、一定の外国会社を子会社化する場合にも活用できるとされていたが、要綱案では、あくまでも国内会社同士の制度とされている。

他にも、いわゆる株主代表訴訟などで和解をする場合における監査役などの同意、議決権行使書面の閲覧等の拒否事由、新株予約権に関する登記事項の見直しなど、企業法務の実務に関わる見直しも盛り込まれている。なお、中間試案に盛り込まれていた株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書の交付の制限については、要綱案からは削除され、代わって後述4の附帯決議に取り上げられている。

概略をまとめると図表3のようになる。

図表3 「その他」のポイント

| | | |
|-----------|----------|--|
| (1) 社債の管理 | ①社債管理補助者 | <p>a. 社債管理者不設置債を対象に、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を委託することができる（採用は発行会社の任意で、強制ではない）。</p> <p>b. 社債管理補助者は、社債権者に対して、公平・誠実義務、善管注意義務を負う。</p> <p>c. 社債管理補助者は、次の権限を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社債権者のために破産手続等に参加（債権の届出）等をする権限 ・委託契約に定める範囲内において、社債に係る債権の弁済の受領などの権限（注1） ・社債権者の請求等により社債権者集会を招集する権限 <p>d. 社債管理補助者は、委託契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告（又はこれを知ることができるようにする措置）をしなければならない。</p> <p>e. 社債管理補助者が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しないものとする。</p> <p>f. 社債管理補助者は、会社法又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> |
|-----------|----------|--|

| | | |
|-----------|----------|---|
| (1) 社債の管理 | ①社債管理補助者 | <p>g. 社債管理補助者の担い手は、現行の社債管理者と同様の者（銀行、信託会社など）に加え、法務省令で定める者（弁護士及び弁護士法人を想定）とされている（注2）。</p> <p>h. 社債管理補助者は、次の場合に辞任できる。</p> <p>(イ) 社債発行会社及び社債権者集会の同意による辞任。この場合、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めなければならない。</p> <p>(ロ) 委託契約に定めた事由による辞任。ただし、委託契約に事務を承継する社債管理補助者に関する定めがあることが要件。</p> <p>(ハ) やむを得ない事由に基づき、裁判所の許可を得た辞任。</p> <p>i. 裁判所は、義務違反、事務処理に不適任その他正当な理由があるときは、社債発行会社又は社債権利者集会の申立てにより、社債管理補助者を解任できる。</p> <p>j. 社債管理補助者が次のいずれかに該当することとなった場合、社債発行会社は、事務を承継する社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託しなければならない（注3）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 g. の資格に該当しなくなったとき。 ・ 上記 h. (ハ) により辞任したとき。 ・ 上記 i. により解任されたとき。 ・ 死亡し、又は解散したとき。 |
| | ②社債権者集会 | <p>a. 社債権者集会決議による社債の元利金の減免を可能とする。</p> <p>b. 社債権者全員が同意した場合の社債権者集会の決議の省略を可能とする。</p> |
| (2) 株式交付 | | <p>a. 他の株式会社（注4）を子会社とするために、その株式を譲り受け、その譲渡人に対してその株式の対価として自社の株式を交付するための手続（株式交付）を整備する。</p> <p>b. 譲り受ける株式交付子会社（注5）の株式の数の下限、交付する株式交付親会社（注6）の株式の数又はその算定方法、効力発生日などを定めた株式交付計画を作成する。</p> |

| | | |
|----------|--|---|
| (2) 株式交付 | | <p>c. 株式交付親会社は、b. の株式交付計画について株主総会の特別決議による承認が必要（注7）。</p> <p>d. 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者（株式交付子会社の株主）に対して、株式交付計画の内容などを通知しなければならない（注8）。</p> <p>e. 株式交付親会社の株主、債権者保護のため、b. の株式交付計画の内容の開示手続、反対株主の買取請求権、債権者異議手続などが設けられる。</p> <p>f. 効力発生日（注9）に、申込みをした株式交付子会社株主は、割り当てられた株式交付親会社株式の株主となり、株式交付親会社は、株式交付子会社株式の給付を受け、これを取得する。</p> |
| (3) その他 | <p>①責任追及等の訴えに係る訴訟における和解</p> <p>②議決権行使書面の閲覧等の拒否事由</p> <p>③株式の併合等に関する事前開示事項</p> <p>④新株予約権に関する登記</p> <p>⑤支店の所在地における登記</p> <p>⑥取締役等の欠格条項</p> | <p>◇取締役や執行役などの責任追及等の訴えに係る訴訟（いわゆる株主代表訴訟など）で和解をする場合に、監査役や監査委員などの同意を求める。</p> <p>◇議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的な行使に対して、企業が拒絶できる事由を明文化する。</p> <p>◇全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合を利用した、いわゆるキャッシュ・アウトに際して行われる端数処理手続に関する情報開示（事前開示手続）の充実など。</p> <p>◇新株予約権の募集事項の決定に当たって、その払込金額の算定方法を定めた場合において、登記申請時まで払込金額が確定していないときは、（払込金額ではなく）その算定方法を登記しなければならない。</p> <p>◇支店の所在地における登記を廃止する。</p> <p>a. 取締役等の欠格条項から、成年被後見人、被保佐人を削除する。</p> <p>b. 上記 a. に伴う規律の整備を行う。</p> |

（注1）委託契約に基づく権限には、社債の全部についてするその支払の請求などのように、権限の行使について社債権者集会の決議が必要となるものもある。

（注2）証券会社は、担い手として想定されていない。

(注3) この場合、社債発行会社は、社債権者集会の同意を得るため、遅滞なく、これを招集し、かつ、その同意を得ることができなかつたときは、その同意に代わる裁判所の許可の申立てをしなければならない。

(注4) 中間試案では、株式会社と同種の外国会社を含むとされていたが、要綱案では削除されている。

(注5) 株式交付に際して（株式交付親会社が）譲り受ける株式の発行会社。つまり、株式交付手続で子会社となる会社。

(注6) 株式交付手続をする会社。

(注7) 株式交付親会社が会社法上の公開会社である場合、簡易株式交換手続に準じた簡易手続（一定の要件の下で、株主総会決議による承認を原則不要とする手続）が設けられる。

(注8) 通知すべき事項を記載した金融商品取引法上の目論見書で代用することなども可能（法務省令で対応）。

(注9) 公開買付期間が延長されるケースを想定して、効力発生日を変更するための手続も整備される。

(出所) 要綱案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

4. 附帯決議

法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会は、要綱案の取りまとめに当たって、次の附帯決議を行っている²。

- 1 株主総会資料の電子提供制度に関する規律については、これまでの議論及び株主総会の招集の手続に係る現状等に照らし、現時点における対応として、本要綱案に定めるもののほか、金融商品取引所の規則において、上場会社は、株主による議案の十分な検討期間を確保するために電子提供措置を株主総会の日より3週間前よりも早期に開始するよう努める旨の規律を設ける必要がある。
- 2 株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書に関する規律については、これまでの議論及び当該登記事項証明書の利用に係る現状等に照らし、法務省令において、以下のようない規律を設ける必要がある。
 - (1) 株式会社の代表者から、自己が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者その他の特定の法律に規定する被害者等であり、更なる被害を受けるおそれがあることを理由として、その住所を登記事項証明書に表示しない措置を講ずることを求める旨の申出があった場合において、当該申出を相当と認めるときは、登記官は、当該代表者の住所を登記事項証明書に表示しない措置を講ずることができるものとする。
 - (2) 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に基づく登記情報の提供においては、株式会社の代表者の住所に関する情報を提供しないものとする。
- 3 1及び2の規律の円滑かつ迅速な実現のため、関係各界において、真摯な協力がされることを要望する。

1は、株主総会資料の電子提供制度に関連して、上場会社に対しては、金融商品取引所規則などを通じて、要綱案の規定する「3週間前」よりも前倒した株主総会情報の発信（早期提供）を求めるとするものである。

² 法務省のウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900391.html>) に掲載されている。

2は、中間試案に盛り込まれていた株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書の交付の制限が要綱案から削除されたことを受けたものである。会社法改正は見送るものの、法改正などを伴わない対応を実施する方針が示されている。